

京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年11月6日京都市条例第11号）（行財政局人事部人事課）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行により，地方自治法の一部が改正され，条例で，地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部を免れさせる旨を定めることができることとされたことに伴い，市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めることとしました。

主な内容は次のとおりです。

- 1 条例により，市長等が損害賠償責任を免れる場合を「その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」と限定します。
- 2 市長等が損害賠償責任を免れた結果，最低限責任を負う額を，それぞれの地位の重要性等を考慮して定めます。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を公布する。

令和2年11月6日

京都市長 門川大作

京都市条例第11号

京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は本市の職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）（以下「市長等」という。）の本市に対する損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等は、本市に対して損害賠償責任を負う額のうち当該額から次条に定める額を控除して得た額については、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を免れるものとする。

(最低責任負担額)

第3条 法第243条の2第1項に規定する条例で定める額は、当該市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防局長又は公営企業管理者 2
- (4) 本市の職員（前2号に掲げる者を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)